
玩具安全基準書

ST-2016

2016. 4. 1 第1版
2018. 5.30 第2版
2019.12. 3 第3版
2022.10. 4 第4版

一般社団法人 日本玩具協会

第4版で変更のあった箇所

1. ST 基準第1部 対象年齢「14才以下」を「14才未満」に改定
2. ST 基準第1部 「36ヵ月以上8才未満」の玩具に係る小部品の警告表示の改定
3. ST 基準第1部 「膨脹材料の試験方法」で「2時間」の時点での測定を削除

(令和4年10月4日改定・施行)

目次

序 文	6
第1部 機械的及び物理的特性	7
第1章 適用範囲	7
第2章 引用規格	9
第3章 用語及び定義	9
第4章 要求事項	20
4.1 通常の使用	20
4.2 合理的に予測可能な濫用	20
4.3 材料	20
4.3.1 材料の品質	20
4.3.2 膨張材料	20
4.3.3 詰め物材料	20
4.3.4 ガラス及び陶器	21
4.4 小部品	21
4.4.1 36ヵ月未満の子供を対象とした玩具	21
4.4.2 36ヵ月以上の子供を対象とした玩具	21
4.5 特定の玩具の形状・寸法・強度	21
4.5.1 握り締め玩具、がらがら、留め具(fasteners)、その他の特定の玩具、及び玩具の構成部品	21
4.5.2 小球	24
4.5.3 ポンポン	24
4.5.4 幼児用遊び人形	24
4.5.5 玩具のおしゃぶり	24
4.5.6 風船	25
4.5.7 ビー玉	25
4.5.8 半球形の玩具	25
4.5.9 吸盤	27
4.6 縁部	27
4.6.1 ガラス又は金属製の接触可能な鋭い縁部	27
4.6.2 機能的な鋭い縁部	27
4.6.3 金属製玩具の縁部	28
4.6.4 プラスチック成型加工の玩具の縁部	28
4.6.5 露出したネジ又は細い棒の縁部	28
4.7 先端	28
4.7.1 接触可能な尖った先端	28
4.7.2 機能的な尖った先端	28
4.7.3 木製・竹製の玩具	29
4.8 突起	29
4.8.1 一般	29
4.8.2 入浴用玩具(バス・トイ)の突起	29
4.9 金属製の針金及び棒	29
4.10 玩具のプラスチック・フィルム又はプラスチック・バッグ	30
4.11 コード	30
4.11.1 一般	30

4.11.2	18 カ月未満の子供を意図した玩具におけるコード.....	31
4.11.3	18 カ月以上36カ月未満の子供を意図した玩具におけるコード.....	31
4.11.4	36 カ月未満の子供を意図した「固定された輪」及び「引き結び」.....	32
4.11.5	引っ張り玩具のコード.....	33
4.11.6	電線ケーブル(electrical cables).....	33
4.11.7	36 カ月未満の子供を意図した特定のコードの直径.....	33
4.11.8	36 カ月未満の子供を意図した自動引込みコード.....	33
4.11.9	揺りかご、ベビーベッド又は乳母車に張り渡すよう、又はその他の方法で取り付けよう意図された玩具.....	33
4.11.10	玩具のバッグのコード.....	33
4.11.11	飛行玩具のコード、糸及び綱.....	33
4.11.12	首の周囲全体又は一部に巻き付けるよう意図したストラップ.....	34
4.12	折畳み機構.....	34
4.12.1	玩具のベビーカー、乳母車及び類似の玩具.....	34
4.12.2	折畳み機構のあるその他の玩具(例:アイロン台、椅子).....	35
4.12.3	蝶番のヒンジ線の間隔.....	35
4.13	穴、隙間及びメカニズム(機構)への接触可能性.....	35
4.13.1	剛性材料における丸穴.....	35
4.13.2	可動部分の接触可能な隙間.....	36
4.13.3	その他の駆動機構.....	36
4.13.4	巻き取りキー(例:ぜんまいキー).....	36
4.14	ばね.....	36
4.15	安定性及び過荷重の要求事項.....	36
4.15.1	乗物玩具及び座席の安定性.....	36
4.15.2	乗物玩具及び座席の過荷重.....	37
4.15.3	静止している床面玩具の安定性.....	37
4.15.4	一人乗りのぶらんこ・類似玩具.....	37
4.16	閉鎖的な包囲体(子供が中に入ることができる玩具).....	38
4.16.1	換気.....	38
4.16.2	閉める仕組(closure).....	38
4.16.3	頭を覆う玩具.....	39
4.17	ヘルメット、帽子及びゴーグルなどの模造保護具.....	39
4.18	発射体付玩具.....	39
4.18.1	一般.....	39
4.18.1A	発射体.....	39
4.18.2	蓄積エネルギーを有する発射体付玩具.....	41
4.18.3	蓄積エネルギーを有さない発射体付玩具.....	44
4.18A	ローター及びプロペラ.....	45
4.19	水上玩具.....	45
4.20	熱源を有する玩具.....	45
4.21	液体の詰まった玩具.....	46
4.22	口で操作する玩具.....	46
4.23	音響玩具.....	46
4.24	磁石と磁性部品.....	47
4.24.1	8才以上の子供を意図した磁力・電気実験セット.....	47
4.24.2	「8才以上の子供を意図した磁力・電気実験セット」以外の玩具(上記4.24.1以外の玩具).....	47

4.25	陸上で用いることを目的とする空気入れビニール玩具	48
4.26	電池	48
4.27	食物等を模した玩具・食物等の匂いのある玩具	49
第5章 試験方法		50
5.1	総則	50
5.2	小部品試験(4.3.2、4.4、4.18.2、4.22 参照)	51
5.3	特定の玩具の形状及び寸法の試験(4.5.1 参照)	51
5.4	小球の試験 (4.5.2 参照)	52
5.5	ポンポンの試験 (4.5.3 参照)	53
5.6	幼児用遊び人形の試験 (4.5.4 参照)	53
5.7	部品又は構成部品の接触可能性 (4.3.3、4.6、4.7、4.13、4.14 参照)	53
5.8	鋭い縁部の試験(4.6 及び 4.9 参照)	55
5.9	尖った先端の試験 (4.7 及び 4.9 参照)	56
5.10	プラスチック・フィルム又はプラスチック・シートの厚さの測定 (4.10 参照)	58
5.11	コードの試験	58
5.12	安定性及び過荷重試験(4.15 参照)	64
5.13	「閉める仕組み(closure)」及びおもちゃ箱の蓋の試験 (4.16.2 参照)	65
5.14	顔を覆う玩具の衝撃試験 (4.17 参照)	66
5.15	運動エネルギーと壁面衝撃試験(4.18 参照)	66
5.16	温度上昇の測定 (4.20 参照)	69
5.17	液体の詰まった玩具の漏れ(4.21 参照)	69
5.18	口で操作する玩具の耐久性 (4.22 参照)	69
5.19	膨張材料 (4.3.2 参照)	69
5.20	折畳み機構又は摺動(スライド)機構	70
5.21	洗うことができる玩具 (4.1 参照)	71
5.22	合理的に予測可能な濫用の試験 (4.2 参照)	71
5.23	音圧レベルの測定 (4.23 参照)	77
5.24	磁石の引張試験 (4.24.2 c)参照)	81
5.25	磁石の磁束指数 (4.24.1、4.24.2 a)及び c)を参照)	82
5.26	磁石の衝撃試験 (4.24.2 c)、4.26 参照)	84
5.27	磁石の浸漬試験 (4.24.2 b)参照)	84
5.28	発射体の射距離の測定(4.18 参照)	84
5.29	剛性発射体の先端のアセスメント(4.18.1A 参照)	85
5.30	吸盤付き発射体の長さ(4.18.1A 参照)	85
第6章 包装		85
第7章 表示		86
7.1	通則	86
7.1.1	経済主体・対象年令	86
7.1.2	警告	86
7.1.3	注意表示	86
7.2	警告表示	86
7.2.1	警告を表示する場所	86
7.2.2	警告の表記	87
7.2.3	警告の文字の大きさ	87
7.2.4	警告の文言	87

別紙Ⅰ 水上で用いることを目的とする空気入りビニール玩具の要求事項及び試験方法(基準第1部 4.19)	90
別紙Ⅱ 陸上で用いることを目的とする空気入りビニール玩具の要求事項及び試験方法(基準第1部 4.25)	92
別紙Ⅲ 対象年齢表示の構成、表示する位置、表示のサイズ等 (7.1.1 (2))	93
(参考資料)	95
第2部 可燃性	115
第1章 適用範囲	115
第2章 引用規格	115
第3章 用語と定義	115
第4章 要求事項	117
4.1 一般	117
4.2 頭部に着用する玩具	117
4.2.1 一般	117
4.2.2 玩具表面からの突出しが50mm以上の、「ヘア」、「パイル」又は「ヘアと類似の挙動をする材料」(例:支えなしに垂れ下がった、リボン・紙・布紐・その他の垂れているもの)から作られた「あごひげ、口ひげ、かつら等」	118
4.2.3 玩具表面からの突出しが50mm未満で、かつ5mmを超える、「ヘア」、「パイル」又は「ヘアと類似の挙動をする材料」(例:支えなしに垂れ下がった、リボン・紙・布紐・その他の垂れているもの)から作られた「あごひげ、口ひげ、かつら等」	118
4.2.4 完全又は部分成形のヘッドマスク	118
4.2.5 頭部に着用する玩具の垂れているもの(4.2.2及び4.2.3の対象となるものを除く。)、フード・頭部飾り等、及び、4.2.4の対象とならない「頭の一部又は全体を覆うマスク」(例:繊維製、板紙製のマスク、アイマスク、フェイスマスク)。ただし、4.3の対象となるものを除く。	118
4.3 玩具の仮装用衣装及び子供が遊びで身に着けるように意図された玩具	119
4.4 子供が中に入るように意図された玩具	119
4.5 柔らかい物質の詰まった玩具	119
第5章 試験方法	120
5.1 一般	120
5.1.1 予防的情報	120
5.1.2 試験バーナー	120
5.1.3 調整及び試験室	120
5.1.4 試験炎	120
5.2 玩具表面からの突出しが50mm以上の、「ヘア」、「パイル」又は「ヘアと類似の挙動をする材料」(例:支えなしに垂れ下がった、リボン・紙・布紐・その他の垂れているもの)から作られた「あごひげ、口ひげ、かつら等」に関する試験	120
5.3 「玩具表面からの突出しが50mm未満の、ヘア、パイル又は「ヘアと類似の挙動をする材料」(例:支えなしに垂れ下がった、リボン・紙・布紐・その他の垂れているもの)から作られた「あごひげ、口ひげ、かつら等」、及び「完全又は部分成形ヘッドマスク」に関する試験	121
5.4 「頭部に着用する玩具の垂れているもの(4.2.2及び4.2.3の対象となるものを除く。)、フード、頭部飾りなど」、「(4.2.4の対象とはならない)頭部の一部又は全体を覆うマスク(例:繊維製、板紙製のマスク、アイマスク、フェイスマスク)」、「玩具の仮装用衣装及び子供が遊びで身に着けるように意図された玩具」及び「子供が中に入るように意図された玩具」に関する試験	121
5.5 柔らかい物質の詰まった玩具に関する試験	124
(参考資料)	126

第3部 化学的特性	134
第1章 子どもの健康に有害となるおそれのある物質に関する要求事項.....	134
1.1 着色料.....	134
1.2 ポリ塩化ビニル及びポリエチレンを主体とする材料を用いて製造された部分(塗装されている部分を 除く。).....	134
1.3 うつし絵、折り紙、ゴム製おもちゃ(ゴム製おしゃぶりを除く。)	135
1.4 ポリ塩化ビニル樹脂塗装.....	135
1.5 玩具の本体及びその構成部品(紙器への印刷用インクは除く。)に施された塗装(ポリ塩化ビニル樹脂塗 装を含む。)	135
1.6 おもちゃに用いられた繊維製品	136
1.7 シャボン玉液	138
1.8 おもちゃに用いられた鉛筆、ボールペン、マーキングペン、クレヨン、及びパス、絵の具、チョーク等の書 画用品に使用されているインク類.....	138
1.9 玩具の「可塑化された材料」からなる部分のフタル酸エステル <small>の</small> 要求事項.....	139
1.10 ゴム製おしゃぶり.....	140
1.11 玩具に用いられた金属(非塗装・非被覆のもの).....	141
1.12 各部の材料	141
第2章 試験方法.....	141
2.1 着色料の溶出に関する試験方法	141
2.2 過マンガン酸カリウム消費量の試験方法	142
2.3 蒸発残留物の試験方法	143
2.4 重金属の試験方法.....	143
2.5 ヒ素の試験方法	144
2.6 カドミウムの試験方法	145
2.7 重金属8元素の試験方法.....	145
2.8 ホルムアルデヒドの試験方法.....	147
2.9 シャボン玉液の試験方法	149
2.10 玩具の「可塑化された材料」における6種類のフタル酸エステル試験方法	149
2.11 ゴム製おしゃぶりの試験方法.....	152
2.12 玩具に用いられた金属(非塗装・非被覆のもの).....	153

玩具の安全

序 文

子どもは、遊びから色々な経験を得て、成長していきます。

その遊びをより楽しく、より豊かにするものがおもちゃです。

おもちゃは、安全で、楽しく、面白く、丈夫で、しかも子ども達の心身の成長に役立つものでなければなりません。そして、何万種類とあるおもちゃが、安全であることは特に必要なことです。

我が国で販売されるおもちゃの安全性を高めるために、日本玩具協会は、昭和46年(1971年)に、玩具安全基準(ST基準)を策定するとともに、玩具安全マーク(STマーク)制度を創設しました。

当協会のST基準・STマーク制度は、我が国の玩具安全の確保に大きく貢献してきました。

近時、国内外で玩具安全への取組が強化されています。そして、玩具安全に関する国際的な規格の開発が進展しています。

こうした状況を踏まえ、ST基準について、ST2012への切替えを機に、第1部(機械的・物理的特性)・第2部(可燃安全性)をISO規格(ISO8124)に準拠することと致しました。

なお、ST基準第3部(化学的安全性)は食品衛生法の玩具規制を基礎としています。

当協会は、ST基準をもとに、STマーク制度を運営しています。

STマーク制度は、ST基準をもとに、中立的な第三者検査機関で検査を受け、適合性が確認された玩具にSTマークを表示することを認める制度ですが、消費者にとって、このSTマークが購入する際の判断の大きな目安になっています。

なお、おもちゃは、子ども達の健全な育成に資することが求められますので、STマーク制度では、ST基準への適合だけでなく、差別・虐め、卑猥、動物虐待、麻薬・薬物使用、入墨、喫煙・飲酒誘因といった要素も考慮に入れています。

技術の進展・価値観の多様化が進み、従来の範疇にはない新しいおもちゃが次々と開発されています。「おもちゃ」の定義は時代とともに広がっています。

当協会としましても、時代や社会の変化を敏感に受け止め、時代に即応した玩具安全基準の確立に努めてまいりたいと存じます。